

# 9月NEWS

## (1) 訪日外国人観光客への免税拡大

現在、税務署長の許可を受けた輸出物品販売場を経営する事業者が、外国人旅行者等の非居住者に対して、当該外国人旅行者がその出国の際に持ち出す物品を所定の手続きにより譲渡した場合には、消費税を免除することとされています。ただし、免除販売の対象となる物品は、通常生活の用に供する物品のうち、国内で消費されやすい消耗品（食料品・飲料類・たばこ・薬品類及び化粧品類・フィルム・電池など）以外の物品に限られていました。

平成25年の観光立国実現に向けたアクション・プログラムを踏まえ、平成26年度税制改正において、以下の要件を満たした場合消耗品も免税対象物品とするという、免除対象物品拡大の見直しが行われました。

- ① 同一店舗で1日に販売する消耗品の合計額が5千円（税抜価額）から50万円（税抜価額）を超えない範囲内のもの
- ② 消耗品を免税購入する外国人旅行者が、その購入から30日以内に輸出（出国）することを誓約する書類を提出すること
- ③ 特殊な包装を施した状態で購入者に引き渡すこと
- ④ 品目などが記載された明細書などを購入記録票などに貼り付け割り印すること

この改正は平成26年10月1日以後に行われる課税資産の譲渡などについて適用されるため、大手スーパーは、免税手続き可能な店舗を現状の倍に増加させたり、既存の売り場面積を拡大したりする対応に動いています。消費税増税後、前年対比で売上の減少が続く百貨店もこの改正を商機と考えており、さらには、情報サービス大手のNTTデータも免税手続きに利用するパスポートの自動読み取りシステムの販売を見込んでいる模様です。

小売りや旅行会社などで作るジャパンショッピングツーリズム協会は、免税拡大によって300億～450億円程度の押し上げ効果があると試算しています。

道を歩いていると、外国語を聞かない日がないぐらい、福岡にはたくさんの外国の方がいらっしやっています。かさねて、福岡は経済特区にもしてされていますし、今後もアジアの玄関として、ますます景気が良くなることを祈ります。

## (2) 9月の主な税務

期 限	内 容
9月10日	8月分源泉所得税（但し源泉所得税の納税の特例を受けている場合は1月と7月の年2回納付となるため、今月の納付はありません）
9月10日	住民税の特別徴収税額の納付（但し住民税の納期の特例を受けている場合は年2回（6月と12月）に納付となるため、今月の納付はありません）
9月30日	7月決算法人の確定申告
9月30日	4月、7月、10月、1月の決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
9月30日	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
9月30日	1月決算法人の中間申告の半期分
9月30日	消費税の年税額が400万超の10月・1月・4月決算法人の3ヶ月ごとの中間申告
9月30日	消費税の年税額が4,800万超の5,6月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告

## (3) スタッフの一言

最近では猛暑から冬へ季節が変わってしまっていて、秋をじっくり感じる事が少なくなりましたが、今年は秋を感じる期間が比較的長くなる予想だそうです。読書に美食にスポーツに行楽にみんなで経済効果に貢献したいと思います！

山口